



「パワハラ防止対策」令和4年4月から  
中小企業義務化に備えて

## パワハラ防止の いろは 4

パワハラ防止のために事業  
主が講ずべき措置（前編）

公認心理師  
新美 智美



相談窓口を人事部門の部長にされている会社も多いですが、特に若い社員からすると敷居が高く感じられるようです。年齢や性別の異なる複数の相談窓口担当者を選任することが望ましいと考えます。

### ④相談に対する適切な対応

相談窓口担当者が、相談の内容や状況に応じ適切に対応できるようにすることです。

具体的には、相談を受けた場合の対応方法を記載したマニュアルを作成することや、担当者に対し、相談を受けた場合の対応についての研修を行うことなどを指します。教育を十分受けいない担当者が不適切な対応をして、問題がこじれるケースも見受けられます。担当者には、幅広い知識やスキルが求められますので、マニュアル作成や教育が難しい場合、外部相談窓口を活用することも一つの方法です。

では厚生労働省が作成した「パワーハラスメント対策導入マニュアル」が参考になりますので、ぜひご参照ください。



愛知県下各労働基準協会では「パワハラ等防止対策総合支援事業」として相談室の開設、『ハラスメント

防止研修』等のほか、各種支援事業を行っています。

その一環として、企業の外部相談機関『労働者労働総合相談センター』を開設しています（実施機関＝社会保険労務士法人愛知労務管理コンサルティング）。企

業の委託により労働者の相談を受け、パワハラ問題等を迅速解決することを目的にしています。詳しくは、当協会のホームページをご覧ください。問合せ先 当

「パワーハラスメント防止のための指針」では、事業主が講ずべき措置として以下の4つを定めています。

- 1、事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- 2、相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するため必要な体制の整備
- 3、パワーハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
- 4、併せて講ずべき措置

上記のうち、今回は1と2についてご説明します。

1、事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

方針等の明確化と周知・啓発

ハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の事業主の方針等を明確化し、労働者に周知・啓発することです。具定を設けるだけでは十分でなく、ハラスメントが起つた場合は、規定に沿った処分を行うことが重要です。そちらについては次回、ご説明します。

2、相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するため必要な体制の整備

### ③相談窓口の設置

相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知することです。外

部の機関に相談への対応を委託することも含まれます。

上記の取り組みに当たつ

ては厚生労働省が作成した「パワーハラスメント対策導入マニュアル」が参考になりますので、ぜひご参照ください。

（フローリッシュ社労士事務所所長、シニア産業カウンセラー、特定社会保険労務士、勤労者労働総合相談センターセンター長）

イラスト・木村武司